

長浜市消防水利維持方針の策定について（経過報告）

本市の多くの消防水利施設（消火栓、防火水槽、標識）が設置から 50 年以上経過し、経年劣化が進んでいるため漏水や不具合が頻発している。特に防火水槽の維持管理には計画的な対応が必要なため、今後の維持方針を策定する。

1. 経過報告

令和 7 年 12 月 総務教育常任委員会にて着手報告
関係機関協議（湖北地域消防本部、長浜水道企業団）
令和 8 年 1 月 庁内協議（都市建設部局等）

2. 目的

本方針は、長浜市内における消防水利施設（消火栓、防火水槽、標識）の設置、更新及び維持管理に関する基本的事項を定めることにより、火災発生時に消防隊が迅速かつ安定的に消火用水を確保できる体制を構築することを目的とする。これにより、初期消火活動から大規模災害時における広域的な消防活動まで、実効性の高い消防体制を確保し、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全・安心な地域社会の維持・発展に資するものとする。

3. 位置付け

本方針は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 20 条第 1 項に規定する消防水利の基準及び国の消防施設整備方針等を踏まえるとともに、長浜市公共施設等総合管理計画及び総合管理計画に基づく個別施設計画として、消防水利施設（消火栓、防火水槽、消防水利標識）に関する適正配置や計画的に施設機能の維持に向けた基本方針として策定する。

4. 期間

令和 8 年度から令和 17 年度（10 年間）

5. 現状と課題

令和 7 年 3 月末現在、長浜市は消火栓 4,534 基、防火水槽 806 基を保有しているが、消防庁の調査による本市の消防水利充足率は 63.3%であり、全国平均（78.9%）や滋賀県平均（85.8%）を大きく下回っている。この低充足率は、既存施設が消防法に定める取水可能水量や水道管口径などの「消防水利の基準」※①を満たしていないことが主因である。

(1) 消火栓の課題

設置から 50 年以上経過した消火栓が全体の約 7 割（3,221 基）を占め、深刻な老朽化に直面している。一部地域では細い水道管（口径 75mm 未満）に複数が接続されており、同時使用時に水圧が著しく低下するリスクがある。また、消火栓専用バルブの未設置により、修理や漏水時に広範囲な断水が発生する市民生活への影響も懸念される。

(2) 防火水槽の課題

昭和 59 年以前に設置された耐震基準を満たさない施設が 567 基に達しており、大規模地震時の倒壊や機能不全が懸念される。また、一部の施設では土砂の堆積による貯水量不足や、経年劣化による漏水、上水道への逆流リスクがある。

(3) 標識の課題

風雨や錆による老朽化で視認性が低下しており、消防活動の妨げや看板落下の危険性が生じている。

6. 今後の方針と施策

財政負担の平準化と施設の長寿命化を図りつつ、以下の施策を計画的に実施する。

(1) 消火栓の適正配置と機能強化

水道管の敷設替え工事に合わせ、水利基準に適合した適正配置への見直しを進める。漏水や劣化への対応時には専用バルブの設置を徹底し、断水リスクを最小化する。また、私有地内の地上式消火栓は、維持管理の観点から公道上の地下式への変更・移設を推進する。

(2) 防火水槽の整備と既存対策

水利不足地域には、大規模災害時に生活用水も供給可能な「耐震性貯水槽」を新規設置する。5 年ごとに整備計画を策定し、計画的に整備更新を行う。既存施設については、機能調査に基づき補強または撤去の方針を決定し、特に旧市街地等の震災時倒壊危険性が高い施設から優先的に対策を講じる。

(3) 標識の維持管理

費用対効果を精査し、修繕または撤去を適切に判断する。民地にある標識柱については、公共地への移設を検討し、管理の円滑化を図る。

7. 財源確保と整備目標

多額の費用を要する整備に対し、市の単独予算に加え、国の補助金制度を積極的に活用する。今後 10 年間で、水道事業との連携強化や優先順位に基づいた計画的な更新を行い、充足率の段階的な向上と、災害時における本市のレジリエンス（強靱性）向上を目指す。

8. 策定スケジュール（予定）

- 令和8年 3月 公共施設マネジメント推進委員会
総務教育常任委員会（中間時）
全庁意見照会、（3月中旬～4月中旬）
- 6月 総務教育常任委員会（パブリックコメント実施前）
パブリックコメント（6月下旬～7月下旬）
- 9月 総務教育常任委員会（最終案）
策定・ホームページ掲載

※①「消防水利の基準」（一部抜粋）消防法第20条第1項

- ・ 消防水利は、常時貯水量 40 m³以上、または取水可能量が毎分 1 m³以上、かつ 40 分以上の給水能力があること。
- ・ 消火栓は呼称 65 mm口径のもので、直径 150 mm以上の管に取り付けられていること。
（ただし、管網の一辺が 180m以下になるように配管されているときは、75 mm以上とすることができる。相当の取水能力がある場合はこの限りでない。）
- ・ 包含距離：市街地等半径 120 メートル以下、その他地域半径 140 メートル以下
- ・ 消防ポンプ自動車容易に部署できること。

9. 消防水利施設の整備状況

《 消防水利の現状 》

区 分	消火栓			防火水槽
	地上式	地下式	計	
旧長浜地区	230	1046	1276	263
浅井地区	530	100	630	104
びわ地区	322	49	371	64
虎姫地区	103	49	152	21
湖北地区	464	29	493	76
高月地区	2	481	483	65
木之本地区	31	430	461	48
余呉地区	11	268	279	98
西浅井地区	34	355	389	67
長浜市合計	1727	2807	4534	806

《 耐震性貯水槽整備状況 H24～R6 》

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4～6
旧長浜地区			1	1	1		1				
浅井地区			2							1	
びわ地区		未									未
虎姫地区	1			1		1	1	1	2	1	
湖北地区		整			1	1		1			整
高月地区	1			1		1	1	1	1	1	
木之本地区		備	1	1	1	1	1	1	1	1	備
余呉地区	1										
西浅井地区	1				1						
合 計	4	0	4	0							

《 防火水槽（耐震性貯水槽を含む）設置年数 》

昭和59年以降設置 （設置から40年未 満）	昭和59年以前設置 （設置から40年経 過）	設置年不明	合計
239	96	471	806

《 道路に埋設された昭和59年以前設置および設置年不明の防火水槽数》

地区		昭和59年以前設置 および設置年不明	左記のうち、震災による 倒壊時には車両通行不可
旧長浜地区	市街地	9	8
	準市街地	2	2
浅井地区	準市街地	12	6
びわ地区	準市街地	8	8
虎姫地区	準市街地	0	0
湖北地区	準市街地	13	11
高月地区	準市街地	0	0
木之本地区	準市街地	1	1
余呉地区	準市街地	2	2
西浅井地区	準市街地	0	0
計		47	38

《 震災時倒壊危険に備える措置の優先順位 》

人口：令和7年1月現在

順位	1	2	3	4	5	6	7	8
町名	新庄寺町	三ツ矢元町	朝日町	公園町	新栄町	高田町	今川町	一の宮町
人口	1426	1052	1022	992	774	410	385	281

《 消防水利標識の現況》

地区	消火栓		防火水槽	
	標識柱	標識板のみ	標識柱	標識板のみ
旧長浜地区	398	1	128	4
浅井地区	115	1	53	3
びわ地区	55	0	6	0
虎姫地区	14	2	43	1
湖北地区	1	0	37	1
高月地区	39	8	41	7
木之本地区	116	52	21	7
余呉地区	138	41	51	14
西浅井地区	64	18	43	6
合計	940	123	423	43

* 標識板のみ：消防水利近接の塀やフェンスまた電柱等に取り付けられているもの。

消火栓



地上式



地下式

防火水槽



地下埋設型



防火水槽（無蓋）

標識



消火栓



防火水槽